

令和3(2021)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業業務委託仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「甲」という。）が発注する「令和3(2021)年度 WEB等を活用した栃木の魅力発信事業」（以下「委託事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

WEB等を活用した栃木の魅力発信事業

2 業務の目的

旅行予約サイト及び観光情報サイトを活用し、本県観光の魅力及び県内観光事業者のコロナ対策の取組等を効果的に発信することで、コロナで落ち込んだ宿泊者数及び県内観光消費額の回復を図る。

3 委託料

9,372,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

「ページ制作費」、「広告配信費」、「独自提案業務費」及び「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

4 委託期間

契約締結した日から令和3(2021)年9月30日(木)まで

5 委託業務内容

(1) 旅行予約サイト、観光情報サイト等を活用した観光情報の発信及び販売

ア 自社又は提携会社の旅行予約サイトや観光情報サイトで栃木県のプロモーションページを作成し、販売促進を行うこと。

イ 当該サイトのトップページにバナーを貼るなど、プロモーションページへの直接の導線を確認すること。

ウ ページ作成にあたって、掲載する写真等は、特別な理由がない限り受託者が用意すること。

エ 当該サイトを活用し、オンライン予約件数、観光消費額の拡大を図ること。

オ サイト内において、県内観光施設の三密回避対策及び感染症対策の取組をPRすること。

カ この事業を契機に自社サイトの県内観光事業者数の増加を図ること。

キ プロモーションページには、首都圏から栃木県へのアクセス及び栃木県全体のマップを入れること。

ク 委託終了後も継続して残る事業成果（自社契約の県内事業者の魅力的なプラン作成支援等）の提案に関すること。

(2) 広告配信

ア SNSやバナー広告等、消費者へ向けて本県観光誘客に効果的な広告を配信し、より露出度を高めること。広告配信手法の提案に当たっては、当該広告配信手法が販売促進に効果的である根拠を明確に示すこと。

イ 広告配信のターゲットについては、コロナ禍における内的要因、外的要因、環境の変化を鑑み、自社または公的機関が所有するデータ分析に基づき、設定すること。

ウ Google広告を実施する際は、栃木県MCCと連携すること。

(3) 目標KPIの設定

ア 事業実施期間の自社又は提携会社で取扱うプロモーションページの閲覧数、オンライン予約件数の目標数を平成31(2019)年4月～9月の実績を元に設定し、目標達成に向けて業務を実施すること。

イ 県内観光事業者のサイト内契約者数を令和3(2021)年4月1日現在の件数に対して、目標増加件数を設定すること。

ウ 上記ア及びイの目標数を達成した場合も、事業経費のある限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

エ 委託終了後も継続して残る事業成果を数字で示すこと。

(4) 事業計画書の作成

企画提案のあった内容を基に事業スキームや広告配信時期も含めた委託事業全体スケジュール等を盛り込んだ「事業計画書」を作成する。なお、作成した事業計画書については、甲と協議の上、実施を決定するものとする。

(5) 効果測定

販売実績等の途中経過及び改善点の提案について毎月レポートを提出すること。

6 実施報告書の提出

(1) 全ての業務完了後、当業務における実施結果及びその効果についてとりまとめ、「実施報告書」(任意様式)を作成し、検査を受けるものとする。

(2) 実施報告書はA4カラー判で作成し、紙媒体を正副合わせて3部及びDVD-ROM1枚を提出する。

(3) 実施報告書の内容に関して、以下の内容も含めること。

ア 令和3(2021)年4～9月の販売実績

イ 利用者の居住地、年代、販売件数、性別及び利用形態に関するデータ

ウ プロモーションページ閲覧数

エ コンテンツ毎のクリック数、平均滞在時間

オ LP入口から離脱するまでの経路

カ 県内観光事業者の新規契約者数

キ オンライン予約件数の増加率

ク 広告配信における効果

ケ 事業の分析は、本県と商圏が近い茨城県、群馬県と比較して、その効果を検証すること。

コ 事業の分析結果に基づく、本県の観光事業における改善の提案

サ 本県の競合県と比較し、ユニークセリングポイントの分析

シ 委託終了後も継続して残る事業成果(自社契約の県内事業者の魅力的なプラン作成支援等)の提案に関すること。

7 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

8 留意事項

(1) 事業の成果は、甲に帰属する。

- (2) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (3) 乙がプロモーションページ等を作成するために、取材等により撮影した画像は、両者協議により、甲に提供が可能である画像（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (5) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。